第三目の二　情報システム部の内部組織（第四百六十六条の五―第四百六十六条の八）
［第四目～第六目　略］
［第二款・第三款　略］
［第三章・第四章　略］
附則
（政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官）
第六条　総合政策課に、政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。
2　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
［一～七　略］
3　［略］
4　安全保障政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事務のうち安全保障に関すること。
二　財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事務のうち安全保障に関すること。
三　内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事務のうち安全保障に関すること。
5　安全保障政策室に、室長を置く。
6　［略］
7　［略］
8　［略］
9　［略］
（共済総括調整官）
第八条の二　厚生管理官の下に、共済総括調整官一人を置く。
2　共済総括調整官は、命を受けて、厚生管理官の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。
（通貨企画調整室並びに国庫企画官及びデジタル通貨企画官）
第二十四条　国庫課に、通貨企画調整室並びに国庫企画官及びデジタル通貨企画官それぞれ一人を置く。
2　通貨企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通貨制度の企画及び立案に関すること（デジタル通貨企画官の所掌に属するものを除く。）。
［二～四　略］
［3・4　略］
5　国庫企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案（デジタル通貨企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
6　デジタル通貨企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち中央銀行デジタル通貨に係る重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

［目を加える。］
［第四目～第六目　同上］
［第二款・第三款　同上］
［第三章・第四章　同上］
附則
（政策調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官）
第六条　総合政策課に、政策調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。
2　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務をつかさどる。
［一～七　同上］
3　［同上］
［項を加える。］

［項を加える。］
4　［同上］
5　［同上］
6　［同上］
7　［同上］
［条を加える。］

（通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官）
第二十四条　国庫課に、通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官それぞれ一人を置く。
2　通貨企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通貨制度の企画及び立案に関すること。
［二～四　同上］
［3・4　同上］
5　国庫企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。
6　国庫調査官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち国庫収支に関する調査その他専門的事項を処理する。